

【入学金に係る受験生の負担軽減について】

2026 年度入学試験要項の入学手続き要領（35 ページ）にある「入学辞退」に関する記載内容を下記のとおり改定いたしました。

2025 年 12 月 1 日改定

新	旧
<p>■入学辞退</p> <p>●学校推薦型選抜後期、一般選抜前期、一般選抜後期の各入学試験合格者が入学金等納入後に入学を辞退する場合は、2026 年 3 月 31 日（火）17：00 までに所定の入学辞退届を該当の大学等へ提出すれば、入学金以外の納入金を返納します。</p> <p>ただし、住民税非課税世帯の合格者が入学を辞退する場合は、入学金も全額返納します。</p> <p>（注）郵送の場合は、当日の 17：00 までに必着のこと。締切日の 17：00 以降の申し出については返納いたしません。</p>	<p>■入学辞退</p> <p>●学校推薦型選抜後期、一般選抜前期、一般選抜後期の各入学試験合格者が入学金等納入後に入学を辞退する場合は、2026 年 3 月 31 日（火）17：00 までに所定の入学辞退届を該当の大学等へ提出すれば、入学金以外の納入金を返納します。</p> <p>（注）郵送の場合は、当日の 17：00 までに必着のこと。締切日の 17：00 以降の申し出については返納いたしません。</p>

※入学辞退届の提出時に住民税非課税世帯であることを証明する書類が必要となります。

必要となる書類は、次の 2 種類です。

- 1 住民票又は住民票記載事項証明書 1 通
 - ・世帯全員のもの
 - ・住所、氏名、生年月日、性別、世帯主氏名、世帯主との続柄が記載されたもの
 - ・本籍地、マイナンバー等は不要
- 2 住民税が非課税であることの証明書 各 1 通
 - ・世帯全員の証明書が必要